

建築工事積算要領等の資料

平成30年4月1日制定

令和3年7月10日改定

栃木県県土整備部建築課

建築工事積算要領等の資料目次

第1章 総則

1 趣旨	1
------	---

第2章 共通費

1 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）について	1
2 設計変更等における共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる T（工期）について	1
3 監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の補正について	1
4 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のい れかを一括して発注する場合における軽微な工事について	1
5 工事実績情報（CORINS）の登録費用にかかる算定について	2
6 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用の算定について	2
7 主体構造鉄骨工事を含む工事の共通費の算定について	2
8 その他工事を含めて発注する場合の共通費の算定について	2
9 その他工事を単独で発注する場合の共通費の算定について	3
10 高額機器工事を単独発注する場合の共通費の算定について	3
11 単一の専門工事を単独発注する場合の共通費の算定について	4
12 リース料を含めて発注する場合の共通費の算定について	4
13 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の共通費の算 定について	4

第3章 単価、価格等

1 労務単価	6
2 「その他」の率	6
3 物価資料の掲載価格により単価を決定する場合について	8
4 専門工事業者等の見積価格等により単価を決定する場合について	9
5 改修工事の取り扱い	9
6 取り壊し工事	13
7 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い	13

附則	14
----	----

別紙1	15
-----	----

別紙2	16
-----	----

別紙3	18
-----	----

建築工事積算要領等の資料

第1章 総則

1 趣旨

本資料は、「建築工事積算要領」及び「建築工事積算基準」に基づき、工事費を適切に積算するために留意する事項を示すものである。

第2章 共通費

1 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）について

工期は、当該工事に必要な日数とし、その日数を30日／月にて除した値をT（工期）とする。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

2 設計変更等における共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）について

(1) 工事一時中止（一部一時中止の場合を含む）があった場合、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、工事一時中止（一部一時中止の場合を含む）を理由とした工期延伸する期間を除く。

(2) 発注者の責により工期を変更する場合は、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、原則として変更する。

(3) 次の場合には、共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、原則として変更しない。

- ・受注者の創意工夫等により工期が短縮され、工期より早く工事が完成した場合
- ・入札手続きの都合により、工期が短縮した場合

3 監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合の共通仮設費率の補正について

建築工事において、監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率を補正する。

この場合、新営工事及び改修工事ともに、算定した共通仮設費率に0.9を乗じる。なお、再度の端数処理は行わない。

4 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合における軽微な工事について

建築工事積算基準第5章第3節「建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について」における軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下または300万円以下の場合

(2) 工事内容、工事費及び工期から判断して、(1)に準ずるとみなせる場合

また、積み上げによる共通仮設費及び現場管理費については、仮囲いなど工事全体に係るもので工事種別ごとに区分できないものや、主たる工事の共通費として積み上げることが妥当と判断できるものは、主たる工事に計上することができることとする。

5 工事实績情報（CORINS）の登録費用の算定について

設計金額が500万円以上2,500万円未満の昇降機設備工事における工事实績情報（CORINS）の登録費用については、現場管理費率に含まれないため、積み上げにより現場管理費に加算するものとし、その算定については次式による。

$$\text{『工事实績情報登録費用』} = \text{登録作業費}^{\ast 1} + \text{登録料（税抜き）}$$

$$\ast 1 : \text{登録作業費} = \text{特殊作業員} 1.0 \text{人} \cdot \text{日}$$

この場合における特殊作業員の人件費は、国土交通省が定める「公共工事設計労務単価」により、登録料（税抜き）は、（一財）日本建設情報総合センターが定める利用料金（税抜き）によるものとする。

6 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用の算定について

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する新築住宅（住宅品質確保法第2条第2項に規定される新築住宅）の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

7 主体構造鉄骨工事を含む場合の共通費の算定について

新営工事における主体構造鉄骨工事の補正に関する取り扱いは、別紙1のとおりとし、建築工事積算基準2.3.3及び3.3.3に規定する共通費の算定は次式による。

【共通仮設費】

$$A \times \alpha + C + B \times \alpha \times 0.9 \quad \dots\dots\dots \text{式-1.1}$$

A：主体構造鉄骨工事^{※2}以外の直接工事費の合計

B：主体構造鉄骨工事^{※2}の直接工事費の合計

C：積み上げによる共通仮設費の合計

α ：A+Bに対する共通仮設費率

※2：建方用揚重機械器具に要する費用を除く。当該費用は、共通仮設費に別途積み上げる。

【現場管理費】

$$D \times \beta + F + E \times \beta \times 1.0 \quad \dots\dots\dots \text{式-1.2}$$

D：主体構造鉄骨工事以外の純工事費の合計（式-1.1の $A \times \alpha + C + A$ に対応する額）

E：主体構造鉄骨工事の純工事費の合計（式-1.1の $B \times \alpha \times 0.9 + B$ に対応する額）

F：積み上げによる現場管理費の合計

β ：D+Eに対応する現場管理費率

8 その他工事を含めて発注する場合の共通費の算定について

「その他工事」に関する取り扱いは、別紙2のとおりとし、建築工事積算基準2.3.4及び3.3.4に規定する共通費の算定は次式による。

【共通仮設費】

$$A \times \alpha + C + B \times \beta \quad \dots\dots\dots \text{式-2.1}$$

A：一般工事の直接工事費の合計

B：その他工事の直接工事費の合計

C：積み上げによる共通仮設費の合計

α ：A+Bに対応する共通仮設費率

β ：表-2.1に示す、その他工事の共通仮設費率

【現場管理費】

$$D \times \alpha + F + E \times \beta \quad \dots\dots\dots \text{式-2.2}$$

D：一般工事の純工事費の合計（式-2.1の $A \times \alpha + C + A$ に対応する額）

E：その他工事の純工事費の合計（式-2.1の $B \times \beta + B$ に対応する額）

F：積み上げによる現場管理費の合計

α ：D+Eに対応する現場管理費率

β ：表-2.1に示す、その他工事の現場管理費率

表-2.1

共通仮設費率	現場管理費率
1%	2%

9 その他工事を単独で発注する場合の共通費の算定について

建築工事積算基準 2. 3. 5 及び 3. 3. 5 に規定する共通費の算定は次式による。

【共通仮設費】

$$A \times \alpha + B \quad \dots\dots\dots \text{式-3.1}$$

A：直接工事費の合計

B：積み上げによる共通仮設費の合計

α ：表-3.1に示す、その他工事を単独で発注する場合の共通仮設費率

【現場管理費】

$$C \times \beta + D \quad \dots\dots\dots \text{式-3.2}$$

C：純工事費の合計

D：積み上げによる現場管理費の合計

β ：表-3.1に示す、その他工事を単独で発注する場合の現場管理費率

表-3.1

共通仮設費率	現場管理費率
1%	2%

10 高額機器工事を単独発注する場合の共通費の算定について

建築工事積算基準 2. 3. 6 及び 3. 3. 6 に規定する共通費の算定は次式による。

【共通仮設費】

$$A \times \alpha \times 0.9 + B \quad \dots\dots\dots \text{式-4.1}$$

A：直接工事費の合計

B：積み上げによる共通仮設費の合計
 α ：Aに対応する通常の工事の共通仮設費率

【現場管理費】

$C \times \beta \times 0.8 + D$ …………… 式-4.2

C：純工事費の合計
 D：積み上げによる現場管理費の合計
 β ：Cに対応する通常の工事の現場管理費率

11 単一の専門工事を単独発注する場合の共通費の算定について

建築工事積算基準 2. 3. 7及び3. 3. 7に規定する単一の専門工事は原則として、表-5.1に示すとおりとし、その共通費の算定は次式による。

【共通仮設費】

$A \times \alpha + B$ …………… 式-5.1

A：直接工事費の合計
 B：積み上げによる共通仮設費の合計
 α ：表-5.1に示す、単一の専門工事の共通仮設費率

【現場管理費】

$C \times \beta + D$ …………… 式-5.2

C：純工事費の合計
 D：積み上げによる現場管理費の合計
 β ：表-5.1に示す、単一の専門工事の現場管理費率

表-5.1

単一の専門工事	共通仮設費率	現場管理費率
塗装工事	1%	2%

12 リース料を含めて発注する場合の共通費の算定について

仮設庁舎等をリースで発注する場合の共通費等の算定は、次による。

【共通仮設費】

一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。

【現場管理費】

一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

13 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の共通費の算定について

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合の共通費の算定は次式による。

【現場管理費】

$A \times \beta \times 1.01 + B$ …………… 式-6.1

A：純工事費の合計

B : 積み上げによる現場管理費の合計
 β : Aに対応する現場管理费率

第3章 単価、価格等

1 労務単価

建築工事積算基準1. 2. 3の規定による。

2 「その他」の率

歩掛りの「その他」の率は、公共建築工事標準単価積算基準 第1編3(4)表3-1-1～3の工種毎の率の中間値(表-1～3)を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

表-1 建築工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
建築工事	仮設	25%	労、雑	
	土工	25%	労、雑	
	地業	25%	労、雑	
	鉄筋	25%	労、雑	
	コンクリート	25%	労、雑	
	型枠	22%	材、労、雑	
	鉄骨	25%	労、雑	
	既製コンクリート	19%	材、労	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防水	19%	材、労、雑	
	石	20%	労	
	タイル	20%	材、労	材にセメント、細骨材は含めない
	木工	25%	労	
	屋根及びとい	19%	材、労、雑	
	金属	20%	材、労	
	左官	23%	労	
	建具(建具取付)	20%	労	
	建具(ガラス)	19%	材、労	
	塗装	22%	材、労、雑	
	内外装	19%	材、労、雑	材にセメント、細骨材は含めない
	仕上ユニット	25%	労	
	構内舗装	22%	材、労、雑	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない
	植栽樹木費以外	22%	材、労、雑	材に芝を含む
	植栽樹木費	16%	材	材に地被類を含む
撤去	25%	労、雑		
外壁改修	25%	労		
とりこわし	25%	労、雑		

注1 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処理を含むものとする。

3 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表一 2 電気設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
電 気 設 備 工 事	配管工事	25%	労	
	配線工事	25%	労	
	接地工事	25%	労	
	塗装工事	22%	材、労、雑	
	機器搬入	25%	労、雑	
	電灯設備	25%	労	
	動力設備	23%	労	
	雷保護設備	25%	労	
	受変電設備	23%	労	
	電力貯蔵設備	23%	労	
	架空線路	25%	労	
	地中線路	25%	労	
	構内交換設備	23%	労	
	情報表示・拡声設備	23%	労	
	誘導支援設備	23%	労	
	テレビ共同受信設備	23%	労	
	監視カメラ設備	23%	労	
	火災報知設備	23%	労	
	撤去	25%	労	
	機器搬出	25%	労、雑	
はつり工事	25%	労		

注 1 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

表-3 機械設備工事

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
機 械 設 備 工 事	各種配管工事	25%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管付属品	23%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	22%	材、労、雑	
	塗装工事	22%	材、労、雑	
	機器搬入	25%	労、雑	
	総合調整	25%	労	
	空調和機器	23%	労	ボイラー、冷凍機、空調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	20%	材、労、雑	
	ダクト付属品	23%	労	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト付属品 (たわみ継手)	22%	材、労	
	自動制御設備	23%	労	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	25%	労	
	衛生機器	23%	労	タンク、ポンプ、厨房器具、湯沸器、湯沸器、消火器具類等
	柵	23%	労	ため柵、インバート柵、弁柵類等
	撤去	25%	労	
	配管分岐・切断	25%	労	複合単価分は対象外
	機器搬出	25%	労、雑	
	はつり工事	25%	労	
ダクト端部閉塞	20%	材、労		
インバート改修	23%	労		

注1 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

3 物価資料の掲載価格により単価を決定する場合

建築工事積算基準1. 2. 1に規定する物価資料の掲載価格を参考にして単価を決定する場合は、次による。

なお、掲載価格については、取引数量、施工条件など調査内容を考慮して決定するものとする。

- (1) 材料価格、材料単価及び仮設材費は、「建設物価((一財)建設物価調査会発行)」及び「積算資料((一財)経済調査会発行)」の両誌の掲載価格を比較の上、原則として最安値を基に単価を決定する。
- (2) 市場単価は、「建築施工単価((一財)経済調査会発行)」及び「建築コスト情報((一財)建設物価調査会発行)」の両誌の掲載価格を比較の上、原則として最安値を基に単価を決定する。

4 専門工事業者等の見積価格等により単価を決定する場合について

建築工事積算基準 1. 2. 1 に規定する専門工事業者等の見積価格等を参考にして単価を決定する場合は、複数の専門工事業者等から見積を徴集し、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積価格を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して、単価を決定する。

5 改修工事の取り扱い

(1) 改修工事の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、次のとおり積算上区分することができる。

ア 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者（入居者等を含む）がいない）の状態で行う改修工事をいう。

イ 執務並行改修：建物に執務者（入居者等を含む）がいる状態で行う改修工事をいう。

(2) 執務並行改修の場合における単価の補正

執務並行改修の場合は、施工業者が執務者（入居者等を含む）に配慮等しながら施工することを前提として単価の補正を行う。

(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用

全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は、表A-1、表E-1及び表M-1により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。なお、基準単価及び基準補正単価は次による。

ア 基準単価

標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。

イ 基準補正単価

(ア) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表A-1による改修補正率を標準として算定する。

(イ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表E-1による改修補正率を標準として算定する。

(ウ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表M-1による改修補正率を標準として算定する。

(エ) 著しく作業効率が悪い場合においては実情を考慮し労務費等を補正する。

表-4 改修工事の積算に用いる単価の適用

執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
執務並行改修※	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる
	基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%または20%増し ・ 建築工事 労務の所要量×1.15（15%増し） ・ 電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量×1.20（20%増し） 市場単価×改修補正率（表A-1、表E-1、表M-1） 補正市場単価×改修補正率（表A-1、表E-1、表M-1）

※執務並行改修における単価の適用は、表A-1、表E-1及び表M-1の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。

表A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
仮設	基準単価	—	—	—	
土工	基準単価	—	—	—	
地業	基準単価	—	—	—	
鉄筋	基準単価	—	—	—	
コンクリート	基準単価	—	—	—	
型枠	基準単価	—	—	—	
鉄骨	基準単価	—	—	—	
既製コンクリート	基準補正単価	1.15	—	—	
防水	基準補正単価	1.15	防水	1.07	
			防水（シーリング）	1.13	
石	基準補正単価	1.15	—	—	
タイル	基準補正単価	1.15	—	—	
木工	基準補正単価	1.15	—	—	
屋根及びとい	基準補正単価	1.15	—	—	
金属	基準補正単価	1.15	金属	1.08	
左官(仕上塗材仕上)	基準単価	—	—	—	
左官(仕上塗材仕上以外)	基準補正単価	1.15	左官(仕上塗材仕上以外)	1.14	
建具	基準補正単価	1.15	建具（ガラス）	1.09	
			建具（シーリング）	1.14	
塗装(改修標仕仕様)	基準補正単価	1.15	塗装(改修標仕仕様)	1.14	
内外装	基準補正単価	1.15	内外装	1.11	

			内外装（ビニル床材）	1.08	
仕上げユニット	基準補正単価	1.15	—	—	
構内舗装	基準単価	—	—	—	
植栽	基準単価	—	—	—	
仮設(改修)	基準単価	—	—	—	
撤去	基準単価	—	—	—	
外壁改修	基準単価	—	—	—	
とりこわし	基準単価	—	—	—	

表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法		備考	
		複合単価 労務の所要量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事	基準補正単価	1.20	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.18	
			ケーブルラック	1.14	
			位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.17	
			プルボックス	1.12	
			プルボックス用接地端子	1.00	
			防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.13	
			防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05	
			（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.14	
配線工事	基準補正単価	1.20	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.16	
接地工事(屋内)	基準補正単価	1.20	—	—	
接地工事(屋外)	基準単価	—	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	—	
塗装工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
電灯設備	基準補正単価	1.20	—	—	
動力設備	基準補正単価	1.20	—	—	

雷保護設備	基準補正 単価	1.20	—	—	
受変電設備	基準補正 単価	1.20	—	—	
電力貯蔵設備	基準補正 単価	1.20	—	—	
架空線路	基準単価	—	—	—	
地中線路	基準単価	—	—	—	
構内交換設備	基準補正 単価	1.20	—	—	
情報表示・拡声設備	基準補正 単価	1.20	—	—	
誘導支援設備	基準補正 単価	1.20	—	—	
テレビ共同受信設備	基準補正 単価	1.20	—	—	
監視カメラ設備	基準補正 単価	1.20	—	—	
火災報知設備	基準補正 単価	1.20	—	—	
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正 単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正 単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正 単価	1.20	—	—	

注 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事(屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	—	—	屋上及び外壁施工含む
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	—	—	—	
配管工事(地中)	基準単価	—	—	—	
配管付属品	基準補正単価	1.20	—	—	
保温工事	基準補正単価	1.20	配管用、ダクト用及び消音	1.14	

			内貼		
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
総合調整	基準補正単価	1.20	—	—	
土工事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.14	
ダクト付属品	基準補正単価	1.20	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.20	
自動制御設備	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
桷類	基準単価	—	—	—	
消火設備(特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	

注 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

6 取り壊し工事

(1) 取り壊し工事における建設発生材の中に有価物がある場合は、原則として施設管理者に引渡すこととするが、工事の中で処理する場合は、建築工事積算基準に規定する処分費においてスクラップ控除とする。

(2) 電気設備工事及び機械設備工事に関する歩掛りについては、別紙3のとおりとする。

7 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い

(1) 墜落制止用器具(フルハーネス型)の使用について特記を付した場合は、現行の安全帯(腰ベルト型)及び助成金を差し引いた月額損料(差額)で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表5 墜落制止用器具費の算定区分表による。

(2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事または
 主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。

(3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事または改修工事のうち主な工事
 で算定し、主な工事に計上する。

(4) 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。

(算定方法)

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表－5）

表－5 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用 器具費月額 損料(差額分)※	月数区分					
			6か月 まで	12か月 まで	18か月 まで	24か月 まで	30か月 まで	30か月 超え
建築工事	新営工事	6,000円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)
	改修工事	3,600円/月						
電気設備 工事	新営工事	3,600円/月						
	改修工事	2,400円/月						
機械設備 工事	新営工事	3,600円/月						
	改修工事	2,400円/月						
昇降機設備工事		1,200円/月	6 (か月)					

附則

- 1 本資料は平成30年4月1日から適用とする。
- 2 本資料は平成30年7月10日から適用とする。
- 3 本資料は平成31年4月1日から適用とする。
- 4 本資料は令和2年4月1日から適用とする。
- 5 本資料は令和3年4月1日から適用とする。
- 6 本資料は令和3年7月10日から適用とする。

別紙1

新営工事における主体構造鉄骨工事の補正に関する取り扱い細則

1 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は、下表の通り全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）は、共通仮設費として積み上げる。

2 鉄筋コンクリート造における取り扱い

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。

3 鉄塔の取り扱い

鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面、鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

4 フラットデッキの取り扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

(注)○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正					
鉄骨工事					
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆	○
				専用仮設	○
付帯鉄骨（母屋、胴縁）	○	鉄骨階段・鉄骨庇	○	設備機器架台	○
鉄塔	○	C、W一次ファスナー	○		

別紙2

「その他工事」に関する取り扱い細則

- 1 一般的に建築工事の発注に含まれるもののうち、通常の建物本体に含まれない工事の例
 - ・特殊な室内装備品 : 家具・書架・実験器具等の通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品とする。ただし、下表のとおり現場での取付けに造作工事等が伴う家具（造り付け家具・収納）や、カーテン、ブラインド、OAフロア、可動・移動間仕切は一般工事とする。
 - ・造園工事 : 種目で造園工事として取り扱われる項目全てとする。
 - ・舗装工事 : 種目で舗装工事として取り扱われる項目全てとする。ただし、土工、縁石、側溝、排水ます、排水管は一般工事とする。
 - ・取り壊し工事 : 種目で取り壊し工事*として取り扱われる項目全てとする。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。
※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く。）

- 2 一般的に電気設備工事の発注に含まれるもののうち、通常の建物本体に含まれない工事の例
 - ・電波障害防除設備工事
 - ・太陽光発電設備工事（太陽光発電装置の部分など）
 - ・舞台照明設備工事
 - ・舞台音響設備工事

- 3 一般的に機械設備工事の発注に含まれるもののうち、通常の建物本体に含まれない工事の例
 - ・さく井設備工事
 - ・特殊空調設備
 - ・循環ろ過設備
 - ・排水処理設備
 - ・ごみ処理施設
 - ・搬送設備
 - ・機械式駐車設備
 - ・特殊ガス設備
 - ・実験機器設備
 - ・医療器具設備

(注)○印は対象項目、×印は対象外項目

その他工事 (建築工事)							
特殊な室内装飾品		造園工事		舗装工事		取り壊し工事	
壁面収納 (造り付け以外)	○	樹木費	○	土工事	×	取り壊し費	○
ローパーテーション	○	植え込み費	○	直接仮設 (舗装用)	○	集積積み	○
移動書架	○	地被類 (芝張り、は種)	○	アスファルト舗装	○	アスベスト処理工事費	×
書架 (スチール棚)	○	支柱	○	コンクリート舗装	○	取り壊し材運搬費	○
書架 (既製木製棚)	○	移植	○	タイル張り舗装	○	取り壊し機械運搬	○
家具 (造り付け以外)	○	客土	○	石張り舗装	○	焼却炉撤去工事	○
造り付け収納	×	植栽基盤	○	インターロッキング舗装	○		
造り付け家具	×	土壌改良	○	舗石舗装	○		
カーテン	×	ツリーサークル	○	グラウンド・テニスコート	○		
ブラインド	×	伐採・抜根	○	平板舗装	○		
ファンコイルカバー	×	人工土壌	○	路床整正	○		
じゅうたん	×	排水マット敷設	○	舗装機械運搬	○		
OAフロア	×	庭石・モニュメント	○	トラフィックペイント	○		
一般 (湯沸室) 流し台	×	温室工事	○	縁石	×		
トイレブース	×			L型側溝・V型溝	×		
可動・移動間仕切	×			排水ます	×		
実験流し台	○			開きよ (U字溝)	×		
実験・医療器具	○			排水管	×		
シールド工事	○						
舞台機構装置	○						
浴室・シャワーユニット	×						
厨房機器	×						
清掃用ゴンドラ	×						

別紙3

取り壊し工事における電気設備工事及び機械設備工事に関する歩掛りについて

取り壊し工事における設備工事に関する歩掛りにおいては、「公共建築工事積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）の「公共建築工事標準単価積算基準」（以下、『積算基準』）を参考とし、次のとおり取り扱うこととする。

1 電気設備工事

『積算基準』「第3編 電気設備工事」「第2章 改修工事」「第1節 撤去」を参考とし、次のとおり歩掛りを補正して積算することとする。

(1) 標準歩掛りを適用する細目工種

標準歩掛りの値を0.5倍して積算単価を作成する。

(2) 上記以外の細目工種

新設工事の労務歩掛りに対する乗率として、撤去後再使用しない場合の係数を0.5倍したものをを用いて積算単価を作成する。

2 機械設備工事

『積算基準』「第4編 機械設備工事」「第2章 改修工事」「第4節 撤去工事」「1 撤去」を参考とし、次のとおり歩掛りを補正して積算することとする。

(1) 標準歩掛りを適用する細目工種

標準歩掛りの値を0.5倍して積算単価を作成する。

(2) 上記以外の細目工種

新設工事の労務歩掛りに対する乗率として、撤去後再使用しない場合の係数を0.5倍したものをを用いて積算単価を作成する。